

ケガや病気に備える！ 全青色共済

2019年度の給付金(保険金) 総額約1億1,389万円

2021年6月保障(補償)開始用 会員同士の助け合いの制度です

申込締切日

2021年
5月17日
月曜日

70才6ヵ月まで新規加入できます！

新規加入時の年齢 ▼
14才6ヵ月超～60才6ヵ月以下の方

基本コース

2～3ページをご覧ください

新規加入時の年齢 ▼
60才6ヵ月超～70才6ヵ月以下の方

ゆとりコース

4～5ページをご覧ください

お申し込み、ご相談は

保障(補償)開始は2021年6月1日です！

保険(補償)期間

生保分 2021年6月1日～2022年5月31日

損保分 2021年6月1日午後4時～
2021年12月1日午後4時

※損保分は保険期間2020年12月1日午後4時から2021年12月1日午後4時の保険契約への中途加入となります。

※保障(補償)開始日の開始時間は損保引受分が午後4時から、それ以外の生保引受分・自家共済分が午前0時からとなります。

※この制度にご加入の際には、このパンフレットと併せて別冊「特に重要なお知らせ(2021年6月保障(補償)開始用)」の内容も必ずご確認ください。

※当制度は、青色申告会の会員とご家族、専従者、従業員の皆さまのみを対象としています。一般の方は、ご加入できません。

 全国青色申告会総連合共済会 一般社団法人 全国青色申告会総連合

自家共済引受団体 全国青色申告会総連合共済会 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3233-0151
無配当定期保険引受保険会社 大樹生命保険(株)公共・広域法人営業部 東京都千代田区大手町2-1-1 TEL 03-6831-8843
団体総合生活補償保険引受保険会社 三井住友海上火災保険(株)広域法人営業第三課 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 03-3259-6694
団体総合生活補償保険代理店・扱者 (株)ゼンアオイロ 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301

もしも事故にあわれたら

ご所属の青色申告会を通して、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

基本コース

ご加入時の年令が14才6ヵ月超～60才6ヵ月以下の方



全青色共済(傷害特約付)の保障(補償)

月額換算 **2,250円** (共済共 **1,000円** 傷害特約 **1,250円**(1口))

給付金(保険金)の種類	ケガの場合					
	死亡(不慮の事故)	死亡(天災)	後遺障害になった場合	入院した場合	通院した場合	手術した場合
給付金(保険金)をお支払いする場合 例 年令 6/1スタート分 6/1時点の年令	 歩行中に自動車にはねられ死亡	 地震災害で死亡	 階段から転落し半身不随	 地震で建物の下敷きになり後遺障害	 スキーで転倒し複雑骨折のため入院	 料理中のやけどにより通院
	不慮の事故によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)ただし、損害保険には高度障害はありません。	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)ただし、損害保険には高度障害はありません。	不慮の事故によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	不慮の事故によるケガのため入院したとき	不慮の事故によるケガのため手術を受けたとき
	1,100万円 共 500万円 特 600万円	800万円 共 500万円 特 300万円	後遺障害の程度に応じて 800～32万円 共 200～8万円 特 600～24万円	後遺障害の程度に応じて 500～20万円 共 200～8万円 特 300～12万円	1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から給付	入院中の手術 3万円
	900万円 共 300万円 特 600万円	600万円 共 300万円 特 300万円	後遺障害の程度に応じて 700～28万円 共 100～4万円 特 600～24万円	後遺障害の程度に応じて 400～16万円 共 100～4万円 特 300～12万円	1日あたり 1,000円 共のみ 5日以上30日まで ※連続して5日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度	入院中以外の手術 1.5万円 特のみ
	800万円 共 200万円 特 600万円	500万円 共 200万円 特 300万円	後遺障害の程度に応じて 400～16万円 共 100～4万円 特 300～12万円	1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から給付	1日あたり 1,500円 特のみ 事故の日から数えて180日以内で最高90日まで1日目から給付	
	750万円 共 150万円 特 600万円	450万円 共 150万円 特 300万円	後遺障害の程度に応じて 400～16万円 共 100～4万円 特 300～12万円			
	730万円 共 130万円 特 600万円	430万円 共 130万円 特 300万円				
	610万円 共 特別弔慰金10万円 特 600万円	310万円 共 特別弔慰金10万円 特 300万円	後遺障害の程度に応じて 300～12万円 特のみ	後遺障害の程度に応じて 300～12万円 特のみ		

引受団体・保険会社	全青色共済	生保	○	○	—	—	—	—
		損保	○	○	○	○	—	—
		自家共済	○	○	—	—	○	—
	傷害特約	損保	○	○	○	○	○	○
		自家共済	—	—	—	—	—	—

上記給付金額は、①全青色共済制度と②傷害特約制度のそれぞれの金額ならびに合算した金額を記載しております。①全青色共済制度は、全国青色申(生命)の無配当定期保険と三井住友海上火災保険株式会社(以下、三井住友海上)の団体総合生活補償保険(MS&AD型)から構成される制度です。定期保険・団体総合生活補償保険の詳細は、それぞれの「ご注意事項」をご確認ください。②傷害特約制度は、「火災見舞金」が共済会の自家共済(上型)から構成される制度です。構成の詳細は10ページ「傷害特約に関するご注意事項」、自家共済・団体総合生活補償保険の詳細は、それぞれの「ご注意

Check!/
保障(補償)開始

2021年6月1日スタート申込時 昭和35年12月2日～平成18年12月1日生まれの方

※2017年12月1日以前からご加入されている方は、基本コースの保障(補償)内容での更新となります。

で保障(補償)が大きく広がります!

病気の場合		火災に 遭った場合	花輪代 高度障害見舞金
死亡	入院した場合		
 胃ガンにより死亡 疾病により死亡したとき (または高度障害状態になったとき、ただし75才6ヵ月超は除く)	 肺炎のため入院 疾病により入院したとき	 事務所で火事 火災による損害額が3万円以上のとき	 花輪代として 死亡したとき(花輪代)高度障害状態になったとき(高度障害見舞金)
300万円 共のみ	1日あたり1,000円 共のみ 10日以上30日まで ※連続して10日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度	20万円 共10万円 特10万円☆ ※加入申込書に記載された事業所または住民票が取得できる住所に所在する不動産等が対象となります。	1万円 共のみ
200万円 共のみ			
100万円 共のみ			
50万円 共のみ			
30万円 共のみ			

特別弔慰金は病気・災害を問わず終身保障です。特別弔慰金は加算金を支払う場合があります。

注 年令が62才6ヵ月超63才6ヵ月以下の男性で10万円、63才6ヵ月超65才6ヵ月以下の男性で20万円の減額給付となります。

○	—	—	—
—	—	—	—
○	○	○	○
—	—	—	—
—	—	○	—

告会総連合共済会(以下、共済会)の自家共済と大樹生命保険株式会社(以下、大樹構成の詳細は7ページ「全青色共済に関するご注意事項」、自家共済・無配当記☆部分)と、それ以外は三井住友海上の団体総合生活補償保険(MS&AD事項)をご確認ください。

全青色共済ならびに傷害特約にご加入されるにあたって

加入資格

- この制度で加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、加入時現在、正常に勤務している青色申告会会員、専従者、従業員および会員の同居の親族※です。
(*)加入申込書の加入者氏名欄に記載の方をいいます。
※ここでいう同居の親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族です。
- 加入できる年令が全青色共済と傷害特約とで異なりますのでご注意ください。

2021年6月1日スタート申込時

全青色共済	【14才6ヵ月超60才6ヵ月以下】 昭和35年12月2日～平成18年12月1日生	
傷害特約※	3口 まで可	【14才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和30年12月2日～平成18年12月1日生
	2口 まで可	【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和25年12月2日～昭和30年12月1日生
	1口	【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和20年12月2日～昭和25年12月1日生

- ※ご加入いただける最大口数は加入者の生年月日により異なります。
- 傷害特約は最高3口まで加入できます。継続してご加入いただく場合、最初の補償開始日(6月1日)を基準とし、基準日時点の年令に応じて上記の加入口数制限で規約により減口されますので、ご了承ください。また、基準日時点の年令が80才6ヵ月を超えた時に、傷害特約は規約により脱退となります。
 - お申込人となれる方は青色申告会会員に限ります。

お申込み方法等

- 加入申込書に必要事項を記入・押印し、6ヵ月分の会費・掛金を添えて、ご所属の青色申告会にお申し込みください。
- 共済会費・傷害特約掛金(共済会費+保険料)は原則として半年ごとに6ヵ月分の前納です。所属の青色申告会によっては口座振替により収納することがあります。
- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を、別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)に記載しています。お申込みされる前に必ずお読みください。
- 加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)が事業主(申込人)と異なる場合には、このパンフレットおよび別冊に記載されている重要な事項を加入者(被保険者)にも必ずご説明ください。

脱退(解約)日

- 脱退(解約)日は毎年12月1日または6月1日となります。それまでの期間中は保障(補償)が継続されます。
なお、脱退(解約)による解約返戻金はありません。

加入できない方

- 次の病気で過去1年以内に入院、手術および医師の指示による2週間以上の通院・服薬・治療を受けたことがある方は全青色共済にご加入いただけません。

ガン(肉腫、悪性腫瘍)、白血病、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ、子宮筋腫、糖尿病



全青色共済(傷害特約付)の保障(補償)

月額
換算 **2,250円** (共済共 **1,000円**
傷害特約 **特 1,250円(1口)**)

給付金（保険金）の種類		ケガの場合						
		死亡(不慮の事故)	死亡(天災)	後遺障害になった場合		入院した場合	通院した場合	手術した場合
給付金（保険金）をお支払いする場合（例）								
	歩行中に自動車にはねられ死亡	地震災害で死亡	階段から転落し半身不随	地震で建物の下敷きになり後遺障害	スキーで転倒し複雑骨折のため入院	料理中のやけどにより通院	骨折で入院中に接合手術	
年齢 6/1スタート分 6/1時点の年齢	不慮の事故によるケガがもとで死亡したとき（または高度障害状態になったとき）ただし、損害保険には高度障害はありません。	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで死亡したとき（または高度障害状態になったとき）ただし、損害保険には高度障害はありません。	不慮の事故によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	不慮の事故によるケガのため入院したとき	不慮の事故によるケガのため通院したとき	不慮の事故によるケガのため手術を受けたとき	
60才6ヵ月超～ 65才6ヵ月以下	750万円 共 150万円 特 600万円	450万円 共 150万円 特 300万円	後遺障害の程度に応じて 700～28万円 共 100～4万円 特 600～24万円	1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から給付	1日あたり 1,500円 特のみ 事故の日から数えて180日以内で最高90日まで1日目から給付	入院中の手術 3万円 入院中以外の手術 1.5万円 特のみ		
65才6ヵ月超～ 75才6ヵ月以下	730万円 共 130万円 特 600万円	430万円 共 130万円 特 300万円	後遺障害の程度に応じて 400～16万円 共 100～4万円 特 300～12万円	400～16万円 共 100～4万円 特 300～12万円 1日あたり 1,000円 共のみ 5日以上30日まで ※連続して5日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度				
75才6ヵ月超～ 80才6ヵ月以下	600万円 特のみ	300万円 特のみ	後遺障害の程度に応じて 300～12万円 特のみ	後遺障害の程度に応じて 300～12万円 特のみ 1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から給付				

引受団体・保険会社	全青色共済	生保	○	○	—	—	—	—
		損保	○	○	○	○	—	—
		自家共済	○	○	—	—	○	—
	傷害特約	損保	○	○	○	○	○	○
		自家共済	—	—	—	—	—	—

上記給付金額は、①全青色共済制度と②傷害特約制度のそれぞれの金額ならびに合算した金額を記載しております。
各制度については、2ページ下段をご参照ください。

で保障(補償)が大きく広がります!

病気の場合		火災に 遭った場合	花輪代 高度障害見舞金
死亡	入院した場合		
 胃ガンにより死亡 疾病により死亡したとき (または高度障害状態になったとき)	 肺炎のため入院 疾病により入院したとき	 事務所で火事 火災による損害額が3万円以上のとき	 花輪代として 死亡したとき(花輪代)高度障害状態になったとき(高度障害見舞金)
50万円 共のみ	1日あたり 1,000円 共のみ	20万円 共 10万円 特 10万円☆	1万円 共のみ
30万円 共のみ	10日以上30日まで ※連続して10日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度	※加入申込書に記載された事業所または住民票が取得できる住所に所在する不動産等が対象となります。	

○	—	—	—
—	—	—	—
○	○	○	○
—	—	—	—
—	—	○	—

全青色共済ならびに傷害特約にご加入されるにあたって

加入資格

- この制度で加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、加入時現在、正常に勤務している青色申告会会員、専従者、従業員および会員の同居の親族※です。
(*)加入申込書の加入者氏名欄に記載の方をいいます。
※ここでいう同居の親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族です。
- 加入できる年齢が全青色共済と傷害特約とで異なりますのでご注意ください。

2021年6月1日スタート申込時

全青色共済	【60才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和25年12月2日～昭和35年12月1日生	
傷害特約*	3口 まで可	【60才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和30年12月2日～昭和35年12月1日生
	2口 まで可	【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和25年12月2日～昭和30年12月1日生
	1口	【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和20年12月2日～昭和25年12月1日生

※ご加入いただける最大口数は加入者の生年月日により異なります。

- 傷害特約は最高3口まで加入できます。継続してご加入いただく場合、最初の補償開始日(6月1日)を基準とし、基準日時点の年齢に応じて上記の加入口数制限で規約により減口されますので、ご了承ください。また、基準日時点の年齢が80才6ヵ月を超えた時に、傷害特約は規約により脱退となります。
- 共済部分は基準日時点の年齢が75才6ヵ月を超えたとき規約により脱退となります。
- お申込人となれる方は青色申告会会員に限ります。

お申込み方法等

- 加入申込書に必要事項を記入・押印し、6ヵ月分の会費・掛金を添えて、ご所属の青色申告会にお申し込みください。
- 共済会費・傷害特約掛金(共済会費+保険料)は原則として半年ごとに6ヵ月分の前納です。所属の青色申告会によっては口座振替により収納することがあります。
- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を、別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)に記載しています。お申込みされる前に必ずお読みください。
- 加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)が事業主(申込人)と異なる場合には、このパンフレットおよび別冊に記載されている重要な事項を加入者(被保険者)にも必ずご説明ください。

脱退(解約)日

- 脱退(解約)日は毎年12月1日または6月1日となります。それまでの期間中は保障(補償)が継続されます。
なお、脱退(解約)による解約返戻金はありません。

加入できない方

- 次の病気で過去1年以内に入院、手術および医師の指示による2週間以上の通院・服薬・治療を受けたことがある方は全青色共済にご加入いただけません。

ガン(肉腫、悪性腫瘍)、白血病、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ、子宮筋腫、糖尿病

○ 全青色共済・傷害特約 各種保障（補償）内容

保険金額（全青色共済）

※保険金額（全青色共済）の内訳については、7ページ「全青色共済に関するご注意事項」の「引受部分（保険金額）の内訳について」をご覧ください。

基本コース	ケガの場合			病気の場合		火災に 遭った場合	花輪代 高度障害見舞金
	死亡した場合	後遺障害になった場合	入院した場合	死亡した場合	入院した場合		
14才6ヵ月超 40才6ヵ月以下	500万円	200~8万円	1日あたり 1,000円	300万円	1日あたり 1,000円	10万円	1万円
40才6ヵ月超 50才6ヵ月以下	300万円	100~4万円		200万円			
50才6ヵ月超 65才6ヵ月以下	200万円 ^(注)			100万円 ^(注)			
65才6ヵ月超 70才6ヵ月以下	150万円			50万円			
70才6ヵ月超 75才6ヵ月以下	130万円			30万円			
75才6ヵ月超 終身	特別弔慰金 10万円 75才6ヵ月超終身	—	—	特別弔慰金 10万円 75才6ヵ月超終身	(注) 年齢が62才6ヵ月超63才6ヵ月以下の男性で10万円、63才6ヵ月超65才6ヵ月以下の男性で20万円の減額給付となります。		

ゆとりコース	ケガの場合			病気の場合		火災に 遭った場合	花輪代 高度障害見舞金
	死亡した場合	後遺障害になった場合	入院した場合	死亡した場合	入院した場合		
60才6ヵ月超 65才6ヵ月以下	150万円	100~4万円	1日あたり 1,000円	50万円	1日あたり 1,000円	10万円	1万円
65才6ヵ月超 75才6ヵ月以下	130万円			30万円			

保険金額（傷害特約）

傷害特約は「火災見舞金」が共済会の自家共済、それ以外は団体総合生活補償保険（三井住友海上）による補償で構成されています。なお、加入口数による保険金額は以下のとおりです。

口数（掛金月額）		1口（1,250円）	2口（2,500円）	3口（3,750円）	
加入できる年齢		14才6ヵ月超～ 75才6ヵ月以下の方	14才6ヵ月超～ 70才6ヵ月以下の方	14才6ヵ月超～ 65才6ヵ月以下の方	
団体総合生活補償保険（MS&AD型）	傷害死亡保険金	下記以外の事故	600万円	1,200万円	1,800万円
		地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故	300万円	600万円	900万円
	傷害後遺障害 保険金	下記以外の事故	65才6ヵ月以下の方		
			600～24万円	1,200～48万円	1,800～72万円
		65才6ヵ月超の方	—		
			300～12万円	600～24万円	
	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故	300～12万円	600～24万円	900～36万円	
	傷害入院保険金日額		3,000円	6,000円	9,000円
	傷害手術保険金		入院中の手術 傷害入院保険金日額の10倍/入院中以外の手術 傷害入院保険金日額の5倍		
傷害通院保険金日額		1,500円	3,000円	4,500円	
共済	火災見舞金	〈75才6ヵ月以下の方〉 加入者 1 人あたり 10万円			

※保険料の内訳は12ページをご参照ください。

1 全青色共済ならびに傷害特約に共通するご注意事項

給付金(保険金)のお支払い

- 弔慰金、見舞金等給付金(保険金)の支払事由が生じたときは、ただちにご所属の青色申告会を通して引受保険会社・代理店・扱者へご一報ください。お支払いの手続につきまして詳しくご案内いたします。
- 請求書類一式はご所属の青色申告会に備えてあります。
- 給付金(保険金)支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

その他ご注意事項

- 保障(補償)内容、会費(掛金)、保障(補償)金額、保障(保険)期間等の詳細について別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)や当パンフレットの記載事項により、専従者、従業員を含む申込者全員のご意向に合致していることを確認のうえ、ご加入をお申込みください。
<自動継続の取扱いについて>
- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じた口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
※なお、団体総合生活補償保険引受部分については保険期間は補償開始日(2021年6月1日午後4時)から2021年12月1日午後4時までで、その後は1年間の保険期間で自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
- 保障(保険)期間は保障(補償)開始日より1年間(団体総合生活補償保険引受部分については半年間)です。保険金請求状況等によっては、保障(保険)期間終了後、継続加入できないことや保障(補償)内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ご加入の内容は、全国青色申告会総連合共済会における共済会会則・規約ならびに引受保険会社における保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、ご所属の青色申告会あるいは引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。なお、加入者証の発行は、団体取扱いのため、保障(補償)開始からお届けまでに一定期間を要します。また、全青色共済と傷害特約とで加入者証が異なりますのでご注意ください。

2 全青色共済に関するご注意事項

全青色共済は、①共済会の自家共済と②大樹生命の無配当定期保険と③三井住友海上の団体総合生活補償保険で構成される制度です。保障(補償)内容・保険(給付)金額・保険期間、会費(保険料)等の詳細について、別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)や当パンフレットにより、申込者全員のご意向に合致していることをご確認ください。

引受部分(保険金額)の内訳について

全青色共済の給付内容に含まれる自家共済、無配当定期保険(大樹生命)ならびに団体総合生活補償保険(三井住友海上)の保険金額(給付金額)は以下のとおりです。

基本コース	災害弔慰金 ※1			災害見舞金 ※2		弔慰金・見舞金		入院見舞金 (災害・病気)	火災見舞金	花輪代
	三井住友海上	大樹生命	自家共済	三井住友海上	大樹生命	自家共済	自家共済	自家共済	自家共済	
14才6ヵ月超 40才6ヵ月以下	200 ^{※3} 万円	290万円	10万円	200~8 ^{※3} 万円	290万円	10万円	1,000円	10万円	1万円	
40才6ヵ月超 50才6ヵ月以下	100 ^{※3} 万円	190万円	10万円	100~4 ^{※3} 万円	190万円	10万円				
50才6ヵ月超 65才6ヵ月以下		90 ^{※4} 万円	10万円		90 ^{※4} 万円	10万円				
65才6ヵ月超 70才6ヵ月以下		45万円	5万円		45万円	5万円				
70才6ヵ月超 75才6ヵ月以下		27万円	3万円		27万円	3万円				
75才6ヵ月超 終身	75才6ヵ月を超える場合には、災害・病気を問わず、死亡したとき、自家共済により10万円の特別弔慰金を給付します。なお、76才6ヵ月を超える場合には、加算金を追加給付することがあります。									

ゆとりコース	災害弔慰金 ※1			災害見舞金 ※2		弔慰金・見舞金		入院見舞金 (災害・病気)	火災見舞金	花輪代
	三井住友海上	大樹生命	自家共済	三井住友海上	大樹生命	自家共済	自家共済	自家共済	自家共済	自家共済
60才6ヵ月超 65才6ヵ月以下	100 ^{※3} 万円	45万円	5万円	100~4 ^{※3} 万円	45万円	5万円	1,000円	10万円	1万円	
65才6ヵ月超 75才6ヵ月以下		27万円	3万円		27万円	3万円				

※1 生保は死亡・高度障害保険金、損保は傷害死亡保険金です。損保では既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額(14才6ヵ月超40才6ヵ月以下は200万円、40才6ヵ月超75才6ヵ月以下は100万円)から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。

※2 傷害後遺障害保険金です。既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額(14才6ヵ月超40才6ヵ月以下は200万円、40才6ヵ月超75才6ヵ月以下は100万円)から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。

※3 「天災危険補償特約」がセットされています。

※4 年令が62才6ヵ月超63才6ヵ月以下の男性は80万円、63才6ヵ月超65才6ヵ月以下の男性は70万円となります。

① 自家共済におけるご注意事項 引受：全国青色申告会総連合共済会

●給付の種類・内容

給付金	給付金等をお支払いする場合	給付金等をお支払いできない主な場合
災害弔慰金	無配当定期保険の死亡保険金（高度障害保険金）ならびに団体総合生活補償保険の傷害死亡保険金に準じて取り扱います。	●加入申込書の記載内容について正しく申告されなかったとき ●加入日から3年以内に自殺したとき（花輪代のみのお支払い） ●給付金の受取人が故意に共済加入者を死亡または所定の高度障害状態にさせたとき ●無免許または飲酒運転中の不慮の事故による場合 *高度障害ならびに障害の認定は共済会の規約に従うものとします。 *天変地異等またはその他の事由によって、著しく多数にわたって給付事由が発生したときで共済会役員会での決定があったときは全額またはその一部についてお支払いしません。
災害見舞金	団体総合生活補償保険の傷害後遺障害保険金に準じて取り扱います。	
入院見舞金（ケガ・病気）	不慮の事故による傷害あるいは疾病の治療を目的として日本国内にある病院または診療所に入院し、かつ、その治療を目的とする入院日数が連続して、傷害の場合は5日以上、疾病の場合は10日以上になったとき、[日額1,000円]×[入院日数]をお支払いします。なお、同一事由または同一事業年度中における給付日数は、通算して30日をもって限度とします。	
弔慰金・見舞金	無配当定期保険の死亡保険金（高度障害保険金）に準じて取り扱います。	
火災見舞金	加入申込書に記載した事業所住所または事業所住所以外の現住所に所在する不動産その他資産について火災によって3万円以上の損害が発生したとき、10万円をお支払いします。また被保険者が75才6ヵ月以下の火災が対象です。	
花輪代・高度障害見舞金	死亡または基本コースの方が所定の高度障害状態になったとき、1万円をお支払いします。	
特別弔慰金（基本コースのみ）	満75才6ヵ月を超えた会員が死亡したときに10万円をお支払いします。なお、76才6ヵ月を超える場合には、加算金を追加給付することがあります。（ゆとりコースにはこの給付金はありません）	

●その他ご注意事項

- ・この自家共済には満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金はありません。
- ・この自家共済はクーリングオフの対象となりません。
- ・共済会の経営が破綻した場合など共済会の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した給付金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、この自家共済は「保険契約者保護機構」の行う資金援助等の措置がなく、また、破綻した場合の保険契約移転の際の資金援助の対象外となります。

② 無配当定期保険におけるご注意事項 引受保険会社：大樹生命保険株式会社

●ご意向（ニーズ）確認のお願い

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。「契約概要のご説明」、「注意喚起情報のご説明」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容、保険料、保険期間、保険金額等について申込者さま全員のご意向（ニーズ）に合致しているかをお申し込み前にご確認のうえ、お申し込みください。

●保険金の種類・内容

保険金	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合に支払います。	次の場合には解除または免責等となり保険金をお支払いできません。 ①契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、もしくは高度障害状態にさせたとき ②被保険者が戦争その他の変乱によって死亡、もしくは高度障害状態となったとき（ただし、その程度に応じて、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります） ③被保険者が故意に、または自殺行為により高度障害状態になったとき ④告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき ⑤被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき ⑥契約者、被保険者または受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除されたとき ⑦高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入（増額）以前に生じていたとき ⑧契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があって、保険契約が取消しまたは無効とされたとき ⑨被保険者の犯罪行為により高度障害状態になったとき
高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病によって保険期間中に所定の高度障害状態のうちのいずれかに該当する状態になった場合にお支払いします。 ①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

●信用リスクについて

この制度の引受保険会社である大樹生命は生命保険契約者保護機構に加入しております。当制度の生命保険会社引受部分につきましては、保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

<生命保険契約者保護機構> TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

●加入資格について

青色申告会会員が青色申告会を退会した場合には被保険者である専従者、従業員、同居の親族とともに当制度から脱退していただきます。

●その他ご注意事項

- ・保険期間は2021年6月1日からの1年間です。その後1年ごとに更新していきます。
- ・脱退された場合、脱退（解約）の効力発生日は毎年6月1日または12月1日となります。それまでの保険料期間中は保障が継続され、解約返れい金は発生しません。
- ・無配当定期保険は、全国青色申告会総連合共済会が契約者および保険金受取人となる保険契約です。死亡保険金の支払いに際しては被保険者の遺族の、高度障害保険金の支払いに際しては被保険者の同意（了知）が必要となります。
- ・遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。
- ・当パンフレットは無配当定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載の無い事項は保険約款に基づき運営されます。

●無配当定期保険の保険料

・共済会費6,000円(6ヵ月分)には下表(基本コースとゆとりコース別)の通り無配当定期保険の保険料が含まれています。(単位:円)

基本コース	保険 年令	男性	女性	保険 年令	男性	女性	保険 年令	男性	女性	保険 年令	男性	女性	保険 年令	男性	女性	保険 年令	男性	女性
	15	2,967	2,816	25	3,706	3,083	35	3,924	3,605	45	3,696	3,078	55	3,087	2,241	65	4,703	3,238
	16	3,083	2,848	26	3,689	3,083	36	4,008	3,706	46	3,893	3,222	56	3,275	2,314	66	3,230	1,692
	17	3,236	2,900	27	3,689	3,118	37	4,144	3,808	47	4,114	3,409	57	3,484	2,377	67	3,449	1,783
	18	3,370	2,949	28	3,706	3,135	38	4,295	3,924	48	4,368	3,585	58	3,713	2,461	68	3,694	1,899
	19	3,503	2,984	29	3,724	3,167	39	4,463	4,008	49	4,655	3,773	59	3,969	2,565	69	3,976	2,037
	20	3,587	2,999	30	3,756	3,202	40	4,649	4,109	50	4,940	3,939	60	4,256	2,685	70	4,302	2,201
	21	3,657	3,033	31	3,773	3,268	41	3,156	2,747	51	2,492	1,939	61	4,569	2,805	71	2,813	1,441
	22	3,671	3,051	32	3,790	3,352	42	3,287	2,814	52	2,633	2,022	62	4,909	2,920	72	3,081	1,584
	23	3,689	3,068	33	3,825	3,419	43	3,409	2,869	53	2,779	2,101	63	4,688	3,024	73	3,391	1,745
	24	3,724	3,068	34	3,874	3,521	44	3,542	2,956	54	2,930	2,179	64	4,398	3,123	74	3,751	1,925
																75	4,176	2,121

(単位:円)

ゆとりコース	保険 年令	男性	女性	保険 年令	男性	女性	保険 年令	男性	女性	保険 年令	男性	女性	保険 年令	男性	女性
	61	2,285	1,403	64	2,827	1,562	67	2,069	1,070	70	2,581	1,321	73	3,391	1,745
	62	2,454	1,460	65	3,023	1,619	68	2,216	1,139	71	2,813	1,441	74	3,751	1,925
	63	2,637	1,512	66	1,938	1,015	69	2,385	1,222	72	3,081	1,584	75	4,176	2,121

(大樹-KB-2020-493)

③ 団体総合生活補償保険におけるご注意事項

*団体総合生活補償保険(MS&AD型)[傷害補償特約付](天災危険補償特約付)
引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社

●保険金の種類・内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	「傷害特約に関するご注意事項」の②団体総合生活補償保険におけるご注意事項をご参照願います。		
傷害後遺障害保険金			

- ・全青色共済の三井住友海上による傷害保険金については、傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金のみをお支払いします。
- ・全青色共済(傷害死亡・後遺障害保険金額200万円または100万円の部分)には、天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波によるケガ*のときも、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

●その他ご注意事項

- ・全青色共済に関する団体総合生活補償保険は全国青色申告会総連合共済会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ・全青色共済の6ヵ月分の会費6,000円の内訳は以下のとおりです。

	40才6ヵ月以下	40才6ヵ月超 (ゆとりコースは60才6ヵ月超のみ)
自家共済掛金・制度運営費・生命保険料	4,890 円	5,445 円
損害保険料	1,110 円	555 円
合 計	6,000 円	6,000 円

- ※保険契約者である全国青色申告会総連合共済会から引受保険会社へは保険料を一時払で支払います。
なお、一時払保険料は2,220円/年(40才6ヵ月以下)、1,100円/年(40才6ヵ月超)となります。(ゆとりコースは60才6ヵ月超のみ)
- ・団体総合生活補償保険に共通するその他のご注意事項については「傷害特約に関するご注意事項」の②団体総合生活補償保険におけるご注意事項をご参照願います。
- ・保険金については、保険金受取人に代わり、共済会が引受保険会社に請求を行いますので、保険金を請求される場合にはご所属の青色申告会まで請求書類一式をご提出ください。保険会社から受領した保険金は、共済会(青色申告会)より保険金受取人にお支払いさせていただきます。

3 傷害特約に関するご注意事項

傷害特約は、①共済会の自家共済と②三井住友海上の団体総合生活補償保険で構成される制度です。

① 自家共済におけるご注意事項 引受：全国青色申告会総連合共済会

●給付の種類・内容

給付金	見舞金をお支払いする場合	見舞金をお支払いできない主な場合
火災見舞金	加入申込書に記載した事業所住所または事業所住所以外の現住所に所在する不動産その他資産について火災によって3万円以上の損害が発生したとき、10万円をお支払いします。	天変地異等またはその他の事由によって、著しく多数にわたって給付事由が発生したときで共済会役員会での決定があったときは全額またはその一部についてお支払いしません。

●その他ご注意事項

・「全青色共済に関するご注意事項」の①自家共済におけるご注意事項をご参照願います。

② 団体総合生活補償保険におけるご注意事項 *団体総合生活補償保険(MS&AD型) [傷害補償特約付] (天災危険補償特約付[一部]) 引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社

●保険金の種類・内容 ※印を付した用語については、11ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS &AD型)特約 ☆天災危険補償特約一部セット	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	【傷害死亡・後遺障害保険金額の全額】 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS &AD型)特約 ☆天災危険補償特約一部セット	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	【傷害死亡・後遺障害保険金額】×【約款所定の保険金支払割合(4%~100%)】 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(1口あたり傷害死亡・後遺障害保険金額の内300万円部分には天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。)
傷害入院保険金 ★傷害補償(MS &AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	【傷害入院保険金日額】×【傷害入院の日数】 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)
傷害手術保険金 ★傷害補償(MS &AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 【傷害入院保険金日額】×【10】 ②①以外の手術の場合 【傷害入院保険金日額】×【5】 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●11ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●11ページの「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
傷害通院保険金 ★傷害補償(MS &AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	【傷害通院保険金日額】×【傷害通院の日数】 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	●(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約 (1口あたり傷害死亡・後遺障害保険金額の内300万円部分)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
傷害後遺障害保険金対象外特約 (傷害特約の65才6ヵ月超の方1口あたり傷害死亡・後遺障害保険金額の内300万円部分)	傷害後遺障害保険金をお支払いしません。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。
また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

<※印の用語のご説明> 五十音順

あり:

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

かし:

- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
- (*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
- ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
- (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
- ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。))または脊柱
- ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。))。ただし、長管骨を含めギブス等*の固定具を装着した場合に限ります。
- ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。))。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

さり:

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金

●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
- ②先進医療*に該当する診療行為(*2)
- (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (*2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。))をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

た行:

- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

な行:

- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

は行:

- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱いいます。

補償対象外となる運動等
山岳登山(*)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 (その他これらに類する危険な運動) (*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。))をいいます。 (*2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (*3)職務として操縦する場合は含みません。 (*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。))競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 (その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業)

なお、上記「対象外となる職業」のうちオートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。))競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。))の方で、当該職業に従事中のケガの補償をご希望される場合は、所属の青色申告会にご照会ください。

●その他ご注意事項

- ・傷害特約に関する団体総合生活補償保険は一般社団法人 全国青色申告会総連合が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ・6カ月分の掛金の、団体総合生活補償保険の保険料、共済掛金・制度運営費の内訳は以下のとおりです。

口数	掛金	内訳 【65才6ヵ月以下の方】	
		団体総合生活補償保険の保険料	共済掛金・制度運営費
1口	7,500円	6,520円	980円
2口	15,000円	13,035円	1,965円
3口	22,500円	19,555円	2,945円

口数	掛金	内訳 【65才6ヵ月超の方】	
		団体総合生活補償保険の保険料	共済掛金・制度運営費
1口	7,500円	5,440円	2,060円
2口	15,000円	10,875円	4,125円

※保険契約者である一般社団法人 全国青色申告会総連合から引受保険会社へは、保険料を一時払で支払います。なお、一時払保険料は【65才6ヵ月以下の方】1口:13,040円/年、2口:26,070円/年、3口:39,110円/年、【65才6ヵ月超の方】1口:10,880円/年、2口:21,750円/年となります。

●団体総合生活補償保険に共通するその他のご注意事項

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヵ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<契約内容登録制度について>

お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

<団体割引について>

前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>
保険金をお支払いする場合に該当したときは、ご所属の青色申告会を通じて代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。

なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

(※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。